

濫訴ニ非ズ 雌伏19年 臥薪嘗胆16年
時系列表

1991年

紛争は、園田・須崎の陰謀から始まった、これに抗議したところ、警察が介入して、鑑識が指紋検出する騒動となり、八王子合同法律事務所でも相談した。

1994年

突然に、偽装失踪した須崎は暴力団を使い脅迫、これを防犯課に通報、その後に須崎メモを発見、園田との情交が記されていることから、或いは須崎の所在を知っているかと問合せた、これに園田は、“担当官の助言から刑事告訴する”内容証明郵便が届いた。

そして須崎は、内縁関係の解消なる調停申立をした、この背景には園田の強要が窺がわれ、簡裁に情実書と、訴訟事件提起の意思を伝えて、調停は拒否した、園田の検面調書には、やはり園田はこの時点で、須崎との連絡を取っていた、園田が警察と組んでいる様子から、園田には近づかず警戒した。

1995年

園田と警察が共謀して、須崎の逮捕・家宅捜索なる事件で、警察に誘きだしたこの園田の陰謀を抗議すべく、初めて17件に告発ビラの投函をした。

因みに起訴事実は、この投函ビラであり、告訴時点では時効が成立している。そして偽装失踪している須崎は、弁護士に依頼して密やかに物件委譲で動いていた、これを知ったのは他者の進言からであり、何とその弁護士は事件発端時に相談したホームローとしている法律事務所であった。

そして須崎との面談が適ったが、このときに吉田栄士弁護士は「相手があなたとは全く知らなかった」驚愕した、この様子に、逮捕後の弁護人依頼をするがやはり拒否された、警察を核にした包囲網（集団ストーカー）が感じられ、被告・警察と係争中の鈴木亜英弁護士が、所長である三多摩法律事務所、須崎・園田を提訴すべく法律相談をする。

1996年

家宅捜索・逮捕され、翌日の商業新聞五紙に「変質者の金目当ての付き纏い」虚実を実名報道された、即日結審で判決は実刑であった。

一審実刑判決後に須崎は、新聞記事を甲号証とした訴状には「この機会

に・・・」留置場に届いた、答弁書で反論するが、証拠収集も適わず ●敗訴確定
刑事二審も控訴棄却となり、12月24日刑の執行がされた、黒羽刑務所に収監
一ヵ月後に須崎の代理人・山下正祐弁護士（吉田弁護士の同僚）から競売調
書が届いた。

1998年

満期出獄した当日に、二審弁護人との面会を求めるが、二週間以上も待たされ
た、また一審国選弁護人を懲戒請求すべく、一弁で相談する。
須崎・園田の共同不法行為を提訴、しかし園田夫婦は警察に逮捕請求、間一髪
で再逮捕の状況にあった、この事態に海外で待機することにした。
園田と須崎の答弁書は、認否に対極の違いがあり、誣告の証拠を園田は否認須
崎は認めた、早くも勝負は付いた、そこで代理人に仔細を問合せたところ「再
審請求目的の訴訟なら代理人を降りる」

1999年

被告双方からは反訴も反証すら出ず、代理人とは何らの連絡もしなかった。
原告尋問は二度に亘り、刑事手続き・公判手続きに関した、不可解な質問が多
発した、後日に被告尋問調書を見たが、信じ難い偽証を繰り返していた。

2000年

代理人から「新たなる訴訟に向けて・・・」帰国要請があったが、判決を見てか
らと留保した、中山判決は、弁護士ですら驚愕する不当判決であり、総ての証
拠の評価を回避した、政治的・全面請求棄却であった。 ●敗訴確定

2001年

園田夫婦・須崎と、警察官・高崎・武政を八王子検察庁に刑事告訴する。
検面調書の偽造署名を証拠に、高橋検事を東京高検に刑事告訴する。
二審裁判官・佐藤・永井・金山を東京高検に刑事告訴、この高検宛の告訴は
二ヵ月後に「犯罪事実を構成しない」不起訴処分¹で返戻された。

2002年

刑事・民事調書から告発文を作成、世論喚起すべく各方面に航空便で送付、八
王子検察庁からの起訴通知を待った。
しかし二年を経ての八王子検察庁の判断は、理由も示さず、不起訴処分²。

2003年

既に不法滞在となり久しく、地元の弁護士を介して、スラバヤ総領事館に渡航書申請をした。

その翌日に入管に逮捕、拘置される、三ヶ月後に領事館員が来所、帰国手続きがされたが、その後も留置は続き半年余となり、警察の留置所に移檻。

同じ不法滞在容疑で訴追され、禁固4月の服役をした。

強制送還して直に、園田・須崎らの不起訴処分に対して、八王子検察審査会に審査申立をする。

法務省検察官適格審査会に、高橋検事・跡部検事の審査申立をする。未議決

2004年

八王子検察庁に審査申立から二週間後に、時効完成に抛り不起訴相当とした議決通知が届いた。(領事館の渡航手続時に、帰国したならば時効は未完成)

東京・八王子・市川の法務局、東京都人権啓発センターなど、人権擁護機関に調書改竄犯罪を訴えるが、悉く排斥され続ける。

東京第一検察審査会に、高橋検事の不起訴処分の審査申立をする、ところが東京地検特捜部から告訴状提出要請があり、提出したら、折り返し時効完成の通知が届く。

虚偽告訴幫助をした吉田弁護士を、八王子検察庁に刑事告訴するが、不起訴処分となる。

八王子地裁傍の橋下を時に、園田・須崎への抗議行動や、駅頭・検察庁前で法曹犯罪糾弾ビラ配布の街宣を続ける。

2005年

園田宅に抗議文の掲示行動に、刑事二名が三日間も園田宅に張り込んだ。

須崎・園田の民事の偽証を、別々に簡裁に提訴、園田は簡裁からの特別送達を二度も受取拒否、更に簡裁は原告に居住調査を命じた、そして前訴の代理人弁護士が、再び代理人就任した。

2006年

須崎も前訴の山下弁護士が代理人となった、両被告の弁論は併合され地裁に移行、即日結審となり、●原告敗訴、控訴するも、●●棄却。

2007年

佐藤登への提訴は公示送達となり●原告敗訴、再び虚偽DV申告で提訴 これも公示送達となり●原告敗訴 控訴するも二審も公示送達となり●●棄却
被告佐藤の二度目の公示送達を国賠提訴するが●原告敗訴
虐待されたホームレス収容所を提訴した裁判は●原告敗訴 ●●棄却
須崎の受取拒否を提訴した裁判は●原告敗訴

2008年

佐藤登の公示送達裁判敗訴を上告するも●●●却下決定
外務省の二重処罰を提訴した裁判は●原告敗訴 控訴するも●●棄却
虚偽告訴幫助・吉田弁護士を事実確認調停申立するが▲調停不成立
更に訴訟に移行するが●却下決定 裁判所書記官忌避申立●却下決定
ホームレス収容所の公用信書遺棄を提訴するが●原告敗訴
控訴するも●●棄却
須崎の虚偽DV申告を提訴するが●原告敗訴 控訴するも●●棄却
大田区の不作為を提訴するが●原告敗訴 控訴するも●●棄却

2009年

刑事法廷で寸借詐欺をした牛尾への事実確認調停申立をするが▲不受理
虚偽告訴人・園田洋子への事実確認調停申立をするが▲不成立

2010年

刑事事件の証人・鎌田チエの証言を確認すべく、調書真否確認調停申立をするが▲不受理
牛尾を八王子簡易裁判所の提訴するも●原告敗訴、控訴するも●●棄却判決で確定
園田洋子を八王子簡裁に提訴するが、東京地裁立川支部に移行して審理となる

2011年

ホームレス問題から坪井隆作をさいたま簡易裁判所提訴、さいたま地裁に移行となる。
和解勧告から三回の和解テーブルが開かれたが、被告・園田洋子は15万円の支払いを拒絶して●原告敗訴確定

刑事告訴多数 検察審査会申立数件 その他法務局など人権救済相談多数
▼調停拒否 2 件 ▲調停不成立 2 件 ●地裁敗訴 14 件 ●●高裁棄却 8 件
●●●上告棄却 1 件
地裁係争中 1 件

◆ 多発する答弁書の “追って認否”

訴訟狂が如き濫訴だが、請求趣旨は、確かな証拠と優れた理論に基づくものと自負している、敗訴したのは、そこが裁判所だからだ。

例えば二重処罰国賠、被告・国は二回期まで「追って認否」

訴訟指揮国賠などは、一回期に「追って認否」二回期に否認して、三回期に結審する弁論封殺をした。

貧困ビジネスの最大手、NPO エス・エス・エスも一回期は「追って認否」

更に別訴で同じ NPO エス・エス・エスを提訴、これも「追って認否」

更に行政の不作為を提訴した、無告の民の訴訟も「追って認否」としながら答弁書で求釈明を求める異常さである、これら総て審理不尽で拙速結審されてしまった

◆ 連続公示送達 そして公示送達で三審原告敗訴の怪

公示送達は中々認められず、審査は厳格に行われている。

公示送達の要件は、公示送達の申立人が証明する必要があるが、これはあくまでも証明が必要であり疎明では足りないと解されている。

また、裁判所は職権で、警察に対して当事者（公示送達を受ける者）の所在調査の囑託をするなど、当事者の権利を不当に害さないよう配慮がなされている。

偽装失踪した須崎は佐藤登宅に居た、獄中に届いた、競売調書の譲受人の欄に名を墨塗りして“佐藤”の姓のみ記されていた、この佐藤登を提訴した。

答弁書は届かず被告・佐藤も欠席、これは擬制自白となり原告勝訴となる。

ところが原告敗訴となった、不審に思い調べたら、通常裁判ではなく公示送達だった、手続き上の書面などは揃っていたが、原告には公示送達などとは全く知らされていない、公示送達とは最後の手段であり、安易には認められない。

そこで、前訴とは違う請求趣旨で佐藤登を提訴、今度は簡単な調査など適正な公

示送達の手続きは見られた、そこで前訴の口頭弁論調書等の対照・検証してみた、やはり前訴は欠席裁判（擬制自白）を装った公示送達であった。公示送達で原告敗訴とは極々稀だが、控訴して上告、最高裁まで却下とは空前絶後ではないだろうか。

◆ 国選民事代理人・ゲートキーパー弁護士

獄中に訴状を送達した須崎の山下正祐弁護士は、その後に園田との共同不法行為で訴えられた裁判の代理人にもなり、民事での偽証を提訴した裁判で代理人。その後に須崎を被告とした裁判でも代理人として、四戦四勝の辣腕振りである。

園田義明の民事での偽証を提訴、裁判所は訴状の特別送達を二度までしたが、園田は受取拒否した、そして須崎との共同不法行為を提訴されたときの、代理人・渡邊良隆弁護士が、再び代理人となり控訴審でも勝訴した。

園田洋子の虚偽告訴を糾弾すべく、事実確認の調停申立した、裁判所は園田洋子を出せず、二期期には渡邊弁護士が代理人として出席、調停は不成立となった、そして損害賠償請求で提訴、やはり渡邊弁護士が代理人に就任した。

国家の作用を誤らせる虚偽告訴事件は、調書の信用性が問われる司法危機となり、この隠蔽に国は手段を選ばず画策している。

これらの被告が、法に基づく裁判の当事者となれば、その波及は司法の崩壊となるのは必至である、だから**国策拉致**して所在を隠すか、国が代理人を派遣して潰す、しかし佐藤登は刑事裁判の関係者ではない、だから二度まで特別送達にして事案を封殺した。

冤罪事件に遠因する諸々の訴訟沙汰が、拙速・意図的審理不尽で連続敗訴の背景には、原告が、偽装刑事裁判の被害者・証人であることに、基因するのは明らかである。

多くの訴訟沙汰で、裁判の書証収集も出来た、この精査・検証もしてゆきたい。

◆ 送達に始まる裁判が・・・

中でも特記すべきは、訴訟の認証証書の職印と印字の怪である。

印章の上に印字がされていた、この認証がある裁判は、法律に従えば原告完勝となる訴訟であった、このときの訴訟手続きのイロハである、郵便送達に不審があ

る。

偽装裁判には偽装された郵便送達に伴うという、今更に郵便追跡は不可能だが、認証証書の印字が上か、下か、これを暴けば、大半の訴訟は偽装であることの証明になる。

刑事裁判でも即決裁判の多くは偽装であり、書記官に拠る判決がされているのではないだろうか。

警察の調書差替え、検事の偽造署名、法廷調書の改竄、判決原本不在と謄本の不真正、こんな国は世界にあるだろうか。

世界共通の理念 **due process of law** 適正な法の手続きなく、誣告者の激越な被害者・報復感情を判決理由として投獄した法曹三者。

こんな恥ずかしい野蛮な日本は、世界の嗤いもの、いよいよ胸突き八丁、司法維新の大きなうねりが見えてきた。

以上